

嘉手納町住宅リフォーム支援事業（令和8年度）

町内施工業者を利用して行う10万円以上の工事とし、「補助金交付決定通知」を受けてから行う工事です。
令和9年2月末までに工事が完了し報告することができる工事が対象です。

令和8年度から対象工事が変わりました！

対象工事例一覧表

対象工事	対象箇所	対象工事	備考
基本工事	壁・床・天井・ベランダ・縁側等全般	修繕・張替え・間仕切りの変更、段差解消・手すりの設置（バリアフリー化工事等）・塗装・防水・断熱等その他	<ul style="list-style-type: none"> ・工事を伴うものに限る ・別途申請等が必要な場合があります ・対象工事にて、他の補助や貸付制度を利用しないもの
	浴室・トイレ・キッチン	浴槽・洗面台・便器・建具・ユニットバス化・システムキッチン・流し台の取替又は新設、タイル工事その他	
	外壁・屋上・屋根・庇・雨樋	断熱・防水・塗装・葺替えの修繕又は取替工事	
	家具等	造作家具の修繕工事	
	サッシ・雨戸・網戸・ふすま・障子等	修繕工事	
	水道・電気	水道・電気工事、照明器具本体取替 (別途申請等が必要な場合があります。)	
	電気温水器・ボイラー・ガス湯沸し器等	取替工事	
外構工事	下水道	公共下水道接続工事 (上下水道課に別途申請等が必要・接続工事に伴う浄化槽撤去工事含む)	
	ポーチ・テラス等	段差解消・手すりの設置等	
	ブロック塀・門扉	修繕、取替工事	

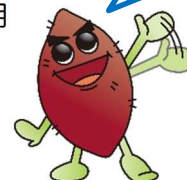


注意！ 施工業者が、一括して第三者に工事を請け負わせた場合は補助対象としない。

対象外工事の例

- × 広告、看板その他営利を目的とした構造物の設置工事
- × 電化製品等の購入または工事を伴わない設置に係る費用
- × 設置工事を伴わない家具又は備品の購入及び組立てに係る費用
- × 住宅リフォーム工事を伴わない解体工事
- × 土地の購入及び造成に係る費用
- × 樹木工事（植樹、伐採、剪定その他維持管理など）に関する費用
- × 太陽光発電に関する費用
- × 防音工事において設置した設備の取替など
- × エアコン取替等又は新設工事
- × 外構の土間や舗装工事等

判断できない場合はお問合せ
窓口までご連絡ください



●お問合せ窓口：嘉手納町役場 2階 企画財政課 定住対策係 TEL 956-1111（内線 244）